

(別記)

鳥取県乳がん検診精密検査医療機関登録基準

- 1 医療施設内に乳房用エックス線撮影装置（「以下「乳房撮影装置」という。」及び乳房専用超音波検査装置を有すること。
- 2 乳房撮影装置は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす（満たさない場合は、線量（3mGy以下）及び画像基準を満たす）撮影装置を備えること。
なお、上記の基準に合致しなくても、委員長の名指する委員によって審査をした結果、当該検査を実施するに適切な撮影装置であると判定され、委員会で承認された装置であればいい。
- 3 乳房撮影を行う診療放射線技師が1名以上いること。
なお、日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する乳房エックス線検査に関する講習会を修了していることが望ましい。
- 4 同一施設内で乳房造影、細胞診等の乳がん検査が可能であること。
- 5 精密検査結果判明後は、乳がん精密検査紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに当該市町村に送付すること。
- 6 発見乳がんに関して健対協が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- 7 担当医は、県、健対協、医師会が主催する乳腺疾患関係の研修会、症例検討会に積極的に参加し、乳がん研究会等各種集会への参加を通じて常に乳がん検診に関する学術的情報の補足に努めることとし、できれば日本乳癌学会の認定医であることが望ましい。
また、乳がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に20点以上取得していること。ただし、「乳がん検診従事者講習会及び鳥取県検診発見乳がん症例検討会」、「各地区症例検討会」、「鳥取県乳腺疾患研究会」以外の学会、研究会については、出席した事が証明できる書類等の写しを添付すること。
- 8 上記の参加条件に不備、不足があった場合には登録更新を認めない。

(別記) 対象となる講習会等

講習会等の区分	開催頻度	点数
乳がん検診従事者講習会及び 鳥取県検診発見乳がん症例検討会	全県 1回／年	5点
日本乳癌学会	1回／年	5点
日本乳癌検診学会	1回／年	5点
各地区症例検討会	東・中・西部 各1回／年	3点
日本乳癌学会中国四国地方会	1回／年	3点
鳥取県乳腺疾患研究会	1回／年	3点
その他乳癌関連学会、研究会等	—	3点

[附則2]

- 1 責任者の欠員を生じた医療機関は遅滞なく、地区医師会を通じ、健対協に継続の意志の有無を届け出ることとし、適格な責任者がなければ登録資格は喪失するものとする。
- 2 部会等の長は、これらの医療機関に対して、必要に応じて届出機器で撮影した乳房エックス線像の提出を求めることができる。
- 3 超音波診断装置は乳房疾患診断可能な周波数（MHz）の異なる複数のプローブが必要である。
- 4 健対協は、委員会の審議までに委員長の指名する2名の委員に届出機関の視察を依頼し、その結果を委員会での審議の資料とする。